

27年2月2日

地区遺族会会長殿

一般財団法人 東京都遺族連合会会長

本会役員の任期満了に伴う選任候補者の推薦について

役員の任期満了につき、下記により役員改選事務を行いますので、別紙により、ご推薦をお願い致します。

なお、現在の評議員・理事・監事の任期は下記とおりです。

記

○評議員の任期は4年で、平成25年4月1日～29年3月31日まで

○理事の任期は2年で、平成25年4月1日～27年3月31日まで

○監事の任期は2年で、平成25年4月1日～27年3月31日までです。

従いまして、理事・監事は3月31日をもって任期満了となりますので、定款施行規則第4条の規定により、別紙「別表第1」の各ブロックごとに協議のうえ、2名の推薦をお願いします。

監事につきましては、別紙「別表第2」のI～3、4～6、7～9ブロックごとに1名の推薦をお願い致します。

なお、現在評議員の方でも理事又は監事として推薦することは差し支えありません。

承認は、3月31日の理事・評議員会で行う予定です。

*提出期限は、2月20日迄にお願い致します。

*現在のブロック代表理事が中心となって、ブロック内で協議し、各ブロック2名を推薦して下さい。

*推薦のない場合は事務局が調整案を作成させていただきます。

平成27年2月 日

一般財団法人 東京都遺族連合会
会 長 殿

第 ブロック

役員の推薦について

下記のとおり報告します。

記

1 理事の推薦 (2名)

第 ブロック 氏 名 (支部名)

氏 名 (支部名)

2 監事の推薦 (1名)

第 ～ 第 ブロック 氏 名 (支部名)

一般財団法人東京都遺族連合会定款施行規則

(趣 旨)

第1条 この規定は、一般財団法人東京都遺族連合会定款第49条により、定款の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 本会は東京都内の各区市町村の地域に支部を置くことができる。

2. 本会に女性部を置き、これに関する細則は別に定める。

(ブロック編成)

第3条 本会の支部の存する地域を、別表第1による「ブロック別」に編成するものとする。

(役員 の 推 薦)

第4条 定款第25条に基づく理事及び監事は、別表第2の推薦基準の定めるところにより推薦された者のうちから、選任する。

(評議員の推薦)

第5条 定款第12条に基づく評議員は、別表第3の定めるところにより選出された者から選任する。

(附 則)

第6条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「別表第1」

支部ブロック編成表

ブロック	支 部 名
第1ブロック	千代田・港・新宿・中央・文京・台東の各地区支部
第2ブロック	墨田・江東・足立・葛飾・江戸川の各地区支部
第3ブロック	荒川・北（滝野川・王子・赤羽）板橋・豊島の各地区支部
第4ブロック	品川・太田・目黒・世田谷の各地区支部
第5ブロック	渋谷・中野・杉並・練馬の各地区支部
第6ブロック	府中・小金井・武蔵野・三鷹・調布・狛江・国分寺・国立の各地区支部

第7ブロック	小平・東村山・西東京・武蔵村山・東大和・清瀬 ・東久留米の各地区支部
第8ブロック	八王子・日野・多摩・稲城・町田各地区支部
第9ブロック	立川・昭島・青梅・福生・あきる野・羽村・瑞穂・日の出 ・奥多摩・檜原の各地区支部

「別表第2」

理事及び監事推薦基準

推 薦 区 分		定 数
理 事	各ブロック毎に所属の支部から各2名	18名
	女 性 部	1名
	学識経験者（会長の推薦による）	若干名
監 事	1～3ブロック 4～6ブロック から各1名 7～9ブロック	3名

「別表第3」

評議員選出基準

選 出 区 分		定 数
評 議 員	理事を選出した地区以外の各支部から1名	37名
	女 性 部	1名